

## V 進路指導関係

### 1 推薦に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、進学・就職に関して推薦の希望がある場合に、公平かつ責任ある推薦を行うための必要な事項を定めるものとする。

(推薦委員会)

第2条 推薦を希望する者の推薦の可否を審議するために推薦委員会（以下「委員会」と称する）を設置する。

2 委員会の構成は次の通りとする。

教頭（委員長）、進路指導部主任（副委員長）、3年学年主任、3年ホームルーム担任。また、委員長は必要に応じて上記の構成員以外の者を招集することができる。

3 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(推薦の要件)

第3条 4年制大学及び短期大学への推薦（一般及び指定校）は、次の推薦基準を全て満たす生徒が希望した場合に行う。

なお、指定校推薦に関しては、別途、第5条の規程も適用する。

- (1) 当該大学の推薦条件を満たし、生活態度が良好で、3年間の評定平均値が3.5（B 段階）以上であること。
- (2) 正当な理由のない欠課、欠席が3カ年を通してそれぞれ9回をこえないこと。また、遅刻が3カ年を通して15回をこえないこと。
- (3) 必修模試をすべて受験していること。ただし、正当の理由のある不受験者はその限りではない。
- (4) 保護者の承諾を得ていること。
- (5) 3カ年を通して懲戒指導を受けていないこと。

2 各種専門学校及び就職についての推薦は、前項4年制大学及び短期大学の推薦基準を参考にして行う。

(推薦の手続き)

第4条 推薦入試への出願を希望する生徒には、「推薦願い」及び「志願理由書」に必要事項を記入させ、推薦希望大学の出願開始日の20日前までに、進路指導部へ提出させる。

2 締め切り日までに応募者がいなかった場合には、適時再募集を行うことができる。

3 同一の大学・学部・学科に競合する推薦希望者がいない場合は、委員長、副委員長、3学年主任、当該ホームルーム担任、のみで審議することができる。

4 委員会は、前項の生徒提出資料と合わせてホームルーム担任提出の「推薦委員会資料」等をもとに審議し、その結果を校長に報告する。

5 校長は、委員会の審議に基づいて推薦する生徒を決定し、職員会議で公表する。

6 審議結果の生徒本人への通知は、前項に記した公表の後に行う。

(指定校推薦)

第5条 指定大学への推薦は、当該大学の提示する条件を満たした生徒に対し、推薦委員会で、教科の評

定、出欠状況、教科外活動、生活態度、模擬試験等の結果、必修模擬試験における志望状況をもとに審議し総合的に判断する。

2 指定校推薦の校内審議にもれた生徒は、校内審議の合否決定の公表後他の指定校を再志願できる。再志願先の校内審議においては初回と同等の資格とする。なお、再志願は原則として2回までとする。

(二重推薦の禁止)

第6条 専願が条件の大学へ推薦する場合は、その大学等の合否結果がでる前に他校に推薦することはできない。しかし、国公立大学を除き、推薦校が不合格になった場合は他校へ推薦することができる。

(推薦校入学の優先)

第7条 推薦を希望する生徒は、合格後は必ず推薦校へ入学する旨の誓約書を提出し、合格確定後に入学辞退などをしてはならない。

2 入社の場合も前項に準ずる。

附 則

この規定は、平成8年10月1日から施行する。

平成12年4月1日 一部改正      平成16年3月8日 一部改正      平成20年4月2日 一部改正

平成21年2月 一部改正      平成25年3月14日 一部改正      令和3年11月17日 一部改正

令和4年1月31日 一部改正      ただし、第3条(2)に関しては、令和4年度入学生（高校）より適用する。 【参考】 令和3年度以前の入学生（高校）に関しては以下の規定を適用する。

第3条 (2)遅刻及び正当な理由のない欠課、欠席が3カ年通してそれぞれ18回をこえないこと。

## 2 受験する生徒の取り扱いに関する規準

この規準は、生徒の出欠取り扱いに関する規程の第1条4号進学、就職のための受験とその手続き（定められた日数）並びに考査及び成績評価に関する規程の第1条2号繰り下げ考査に関して必要な事項を定めるものとする。

1 授業の行われている期間に進学または就職のため受験とその手続きをする生徒の出席停止は、原則として次の通りとする。

(1) 県内において受験する場合は、試験当日のみとする。

(2) 県外において受験する場合は、試験2日前から試験を終了した翌日までとする。なお、2校または2学部以上にまたがって引き続き受験する場合は、先の試験の終了後から次の試験までの3日以内は、待機日数として認めることができる。

(3) 健康診断書の取得及び受験手続き（受験料の振込み、郵送等）に1日要する場合、出席停止とする。

2 進学または就職のための受験や準備のために県外に旅行する生徒は、所定の様式により報告しなければならない。

3 受験期日の都合上定期考査の繰り下げ考査を希望する生徒は、考査3日前までに所定の様式により届出なければならない。

(1) 繰り下げ考査の受験科目は、定期考査期間中に受験できない科目に限る。

(2) 繰り下げ考査は学校の定めた時期に行う。

附 則

平成25年8月28日一部改正

平成27年3月9日一部改正

### 3 オープンキャンパス及び大学説明会等へ参加する生徒の取り扱いに関する規定

(出席扱いの許可)

第1条 オープンキャンパス及び大学説明会等への参加はできるだけ土日祝祭日を利用し参加する。やむをえず授業日に参加する場合は、以下のとおり出席扱いを認める。

- (1) 第1志望校であり、各学年で1回ずつであること。
- (2) 県内の学校の場合は、その当日のみを出席扱いとする。
- (3) 県外の学校の場合は、基本的に宿泊を伴うので、出席扱いされる日数は、開催日の前日から翌日までとする。

(手続き)

第2条 オープンキャンパス及び大学説明会等へ参加する場合は所定の様式により2週間前までに報告しなければならない。

附 則

令和2年12月25日 改定